

PSカード使用規約の一部改正について

令和8年3月
海岸・防災課危機管理室

1 改正の概要

今般のPSカード使用規約の一部改正は、これまでの運用実績等を踏まえ、以下について改正等を行うものである。

2 改正の内容

(1) 行政処分に伴う事業所への通知

- ・PSカード使用規約第39条において、対象事業所に対しPSカードの発行・利用の停止となる期間等を明示した文書を通知することとする。

(2) PSカード使用許可申請書の改正

- ・近年の港湾での外国人労働者の増加に伴い、PSカード使用許可申請書（様式5）において、申請者氏名欄にミドルネームの記入欄を追加した様式（様式5改）とする。

(3) その他

- ・誤謬等を修正する。